

ひたちなか市 創業支援ガイド

HITACHINAKA Startup support guide

創業したいかたへ

本ガイドは、創業に興味のある方、
創業して間もない方を対象に、
ひたちなか市の創業支援及び
相談窓口をご紹介します。



はじめに

本ガイドは、創業に興味のある方、創業を希望する方、創業して間もない方を対象にひたちなか市の創業支援体制や相談窓口等をご紹介します。

「創業したいけど、何から始めれば・・・」

「創業したいけど、相談できる人は・・・」

本ガイドが、不安で一步踏み出せない方々への一助となれば幸いです。ぜひご活用ください。



CONTENTS

第1章 各種支援メニュー

1 創業したい!何から始めよう?

- ▶ インキュベーションマネージャーにご相談ください

2 ぴったりのオフィスが欲しい!

働く場所に関すること

- ▶ ひたちなかテクノセンターのオフィスのご案内

3 創業資金の相談がしたい!

資金に関すること

- ▶ ひたちなか市創業関連支援策
- ▶ 補助制度のご紹介
- ▶ 融資制度のご紹介

第2章 創業支援機関のご紹介

ひたちなか市創業支援ネットワークのご紹介

第3章 相談窓口

各相談窓口 / お問い合わせ



1 創業したい！何から始めよう？

インキュベーションマネージャーにご相談ください

ひたちなかテクノセンターでは、創業を希望する方や創業後間もない方からの相談に対し、ワンストップ窓口として、創業支援の専門家であるインキュベーションマネージャーや中小企業を支援するコーディネーターが常駐しております。

「何から始めればよいか・・・」「どこに相談すれば・・・」等、創業に関するお悩み・ご相談は、ひたちなかテクノセンターまでお問い合わせください。

ご相談の内容に応じて、支援策の検討や助言、各種専門機関への取次ぎなどを行います。お気軽にお問い合わせください。

▶ ご相談の流れ

創業したい

事業計画作成や各種相談等、創業に関する準備をインキュベーションマネージャーが伴走支援。

事務所を探したい

ひたちなかテクノセンターでは段階に応じて適切な各種オフィスを貸出しております。

資金や販路拡大に課題

資金調達や経営上の課題に対する助言。適切な専門機関への紹介等を支援。



創業前～創業後まで伴走支援

IMによる創業相談

お問い合わせ



(株)ひたちなかテクノセンター

〒312-0005

ひたちなか市新光町38番地

TEL：029-264-2200 / FAX：029-264-2203



産業活性化コーディネーター



いざ、創業を決意したものの
「何から始めればよいか…」 「どこに相談すれば…」など
そんな不安や心配ごとを一緒に考えましょう！



ひたちなか市創業支援事業について

産業競争力強化法に基づき、ひたちなか市創業支援等事業計画における「特定創業支援事業」により市内で創業する方を対象に計画段階から着実な創業に繋がるよう関係機関と連携した創業支援を実施しております。

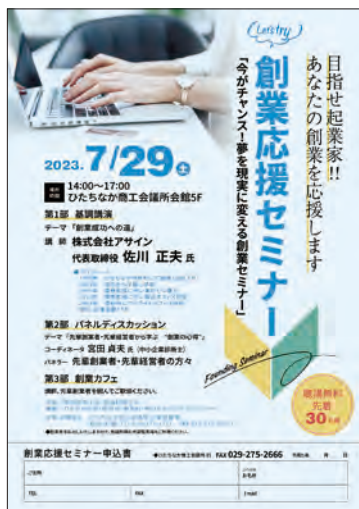
特定創業支援事業

①創業スクールについて（ひたちなか商工会議所）

ひたちなか商工会議所では、創業を検討している方を対象に、創業に必要とされる基礎的な知識の習得からビジネスプラン作成まで、専門家を講師に迎え約3か月間（全9回程度、例年秋頃）の研修を開催しております。受講後も個別にフォローを受けられます。

知識の習得だけでなく、先輩創業者や同じ目標を持つ受講生同士の横の繋がりもできる貴重な場として毎年多くの方に受講いただいております。

●窓口 ひたちなか商工会議所 企業支援部企業支援課 TEL：029-273-1371



※写真はR5年度の創業応援セミナー・創業スクールのチラシ

第1章 各種支援メニュー

特定創業支援事業

② インキュベーション事業について

- ひたちなかテクノセンターでは、創業準備オフィスやスモールオフィスを提供しております（詳細は後述）。オフィス入居者には、コーディネーターによる技術相談や販路拡大支援、補助金申請支援、デザイン支援、外部機関と連携した知財権に係る支援等が受けられます。
- 常駐するインキュベーションマネージャーによる、1ヶ月以上、継続的に4回以上の支援が受けられ、「経営・財務・人材育成・販路開拓」等の知識を習得することができます。

● 窓口 ひたちなかテクノセンター TEL：029-264-2200

特定創業支援事業を受けたことによる優遇策

特定創業支援事業により条件を満たした方には、優遇策が受けられる認定書を交付しております。

● 優遇策

- ・ 登録免許税の軽減
- ・ 創業関連信用保証の特例（茨城県信用保証協会）
- ・ 新創業融資制度の自己資金要件の充足（日本政策金融公庫）
- ・ 新規開業支援資金の貸付利率の引下げ（日本政策金融公庫）
- ・ 創業活動支援融資信用保証料補助制度における保証料の全額補助（ひたちなか市）

● 交付対象者

- ・ 創業前の者（事業を営んでいない個人）
- ・ 創業後5年未満の者（事業を開始した日から5年を経過していない個人または法人）





2 ぴったりのオフィスが欲しい!

ひたちなかテクノセンターでは、創業者の希望や創業段階に応じた、各種オフィスや会議室等を提供しております。

ひたち海浜公園ICから1Km、勝田駅から7Kmの場所にあり、近隣には国営ひたち海浜公園や商業施設が立ち並ぶ恵まれた立地環境にあります。入居企業は、経営上の課題等、困った時に常駐のインキュベーションマネージャーやコーディネーターの支援を受けることができます。

お問い合わせ



オフィス入居についてのご相談はひたちなかテクノセンターまで

※入居の際には審査がございます。

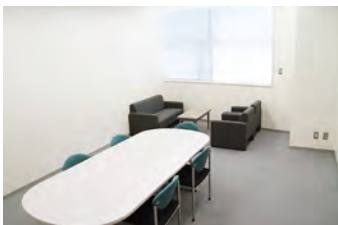
創業からステップアップに合わせてのオフィス対応が可能です。

- 01 コワーキングオフィス
- 02 インキュベーションオフィス
- 03 シェアードオフィス
- 04 ビジネスオフィス



写真はコワーキングオフィス

▶ 貸会議室・貸研修室のご用意もあります。
社員教育にも最適な各種セミナーも開催しております。



多様な貸研修室・会議室の一部

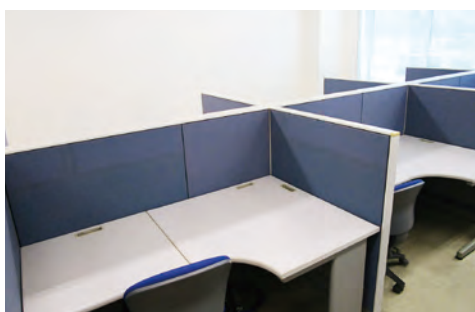
第1章 各種支援メニュー

創業の段階ごとに合わせて選べるオフィス空間



01 コワーキングオフィス

テレワークによる在宅勤務やオフィス外勤務が認められている会社員をはじめ、個人事業者やスタートアップの起業家、これから起業を考えている方、自宅以外で学習の時間を持ちたい方などにおすすめのスペースです。



02 インキュベーションオフィス

創業されたばかりの方、あるいはこれから創業しようとしている方を対象に、約3m² (机、椅子付き) のスペースをローコストで提供しています。新たにビジネスに取り組まれている方のご利用をお待ちしております。



03 シェアードオフィス

ベンチャー企業や2名～3名の事務所に最適。従来のビジネスオフィス (標準タイプ) を、パーティションで小スペースに区切ることでよりビジネスオフィス (スモールタイプ) を整備しました。低廉な料金でスペースの提供を行うことが可能となりました。新しいビジネスに夢を抱くベンチャーに、知的で快適な空間をローコストで提供します。



04 ビジネスオフィス

各企業の専用オフィスとして21m²からのオフィスをご用意しております。室内は入退室用の専用カードキー、空調など快適なオフィス空間をご提供します。スキップフロアとなるため、LAN環境や電源ケーブル、電話線などは床下に収納可能。写真は50m²オフィス。



01 コワーキングオフィス

利用時間：平日午前9時～午後5時30分

※土日祝日は休み。

※ご利用にあたっては事前登録の必要あり。

※無料Wi-Fiあり、入口オートロック、駐車場利用可。



利用料金

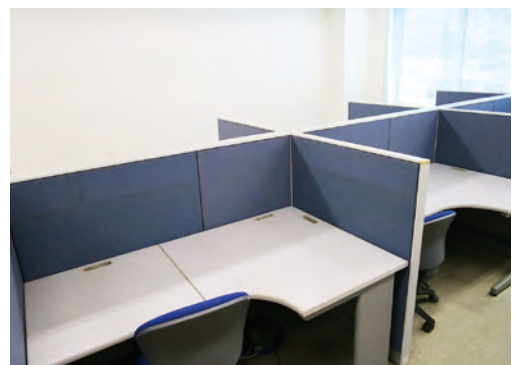
利用体系	一般社会人	学生
月単位	5,500円	2,500円
月単位(法人登記含む)	10,000円	5,000円
ドロップイン(4時間)	500円	250円
ドロップイン(1日)	1,000円	500円

02 インキュベーションオフィス

- 創業希望者に最適な約3㎡(机+椅子付き)のスペースを提供。
- 法人登記可能。
- インターネット完備。
- 机サイズは、横約160cm×奥行約100cm。
- 椅子は高さ調整可。
- 各机との間はパーティションで区切り。

※24時間利用可、駐車場利用可(費用別)。

※入居対象の要件あり。詳細はお問い合わせください。



利用料金

賃料	14,300円/月(税抜き賃料:13,000円/月) 共益費、電気料、インターネットアクセス料含む
電話	原則、各自所有の携帯電話を使用

第1章 各種支援メニュー

創業の段階ごとに合わせて選べるオフィス空間

03 シェアードオフィス

- ベンチャー企業や2~3名の事務所に最適。
- 通常タイプのオフィスをパーティションで小スペースに区切ったスモールオフィス。
- 法人登記可能。
- 入口は部屋単位で共有のICカードキー使用。
解錠後は各部屋キーを使用。
※24時間利用可、駐車場利用可(費用別)。



パーティション間仕切りです。

利用料金

9㎡	20,790円/月 (税抜き:18,900円/月)	敷金 税抜賃料の3ヶ月分
10㎡	23,100円/月 (税抜き:21,000円/月)	敷金 税抜賃料の3ヶ月分
14㎡	32,340円/月 (税抜き:29,400円/月)	敷金 税抜賃料の3ヶ月分
16㎡	36,960円/月 (税抜き:33,600円/月)	敷金 税抜賃料の3ヶ月分
20㎡	46,200円/月 (税抜き:42,000円/月)	敷金 税抜賃料の3ヶ月分

※別途共益費あり(税抜き共益費:月額1,200円/貸㎡)



消防法により上部は開いています。

電気料金 (照明・冷暖房料)	賃貸借室 1㎡あたり193円/月(定額) ※電力使用量の大きい機器の持ち込みの場合は別途費用発生。
電話回線 使用料	1,430円/月(1回線あたり) ※税抜き:1,300円/月
その他費用	詳細はお問い合わせ願います。



04 ビジネスオフィス

- 創業後、事業拡大時に最適。
- 専用カードキー、空調等、快適なオフィス空間を提供。
- 自由なレイアウト可。
- 法人登記可。

※24時間利用可、駐車場利用可。



21㎡オフィス（縦長）

利用料金

21㎡	月額2,310円/㎡ (税抜き:月額2,100円/㎡)	敷金 税抜賃料の3ヶ月分
50㎡ (50㎡単位で拡張可)	月額2,310円/㎡ (税抜き:月額2,100円/㎡)	敷金 税抜賃料の6ヶ月分
100㎡ (50㎡単位で拡張可)	月額2,310円/㎡ (税抜き:月額2,100円/㎡)	敷金 税抜賃料の6ヶ月分

※別途共益費あり (税抜き共益費:月額1,200円/貸㎡)



50㎡オフィス

駐車場について

各オフィスの入居者には専用駐車場を提供しております。

舗装駐車場	3,850円/月・台 (税抜き:3,500円/月・台)	アスファルトで舗装
未舗装駐車場	3,636円/月・台 (税抜き:3,300円/月・台)	砂利駐車場



100㎡オフィス

※各オフィス・駐車場の料金は掲載時のものです。必ず利用前にひたちなかテクノセンターにお問い合わせください。

3 創業資金の相談がしたい!

ひたちなか市創業関連補助制度

①新規出店に係る支援

空き店舗チャレンジショップ事業	
制度内容	商店街の空き店舗解消と賑わいづくりのため、対象地域の空き店舗への新規出店者に対して出展奨励金（上限30万）の交付と経営コンサルタントの無料派遣等、経営支援を行います。
その他	小売業・飲食業・サービス業等、業種要件あり。その他要件については窓口にお問い合わせください。
窓口	ひたちなか商工会議所 事業推進部事業推進課 TEL:029-273-1371





創業にあたり必要となる
資金・融資に関する情報を紹介します。



②信用保証料の補助／利子補給について

ひたちなか市では対象の融資制度を受けた事業者に対し、信用保証料、利子の一部・全額を補助しております。

開業資金融資利子補給制度	
制度内容	対象の融資を受けた事業者に対し、利子の一部を補給。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫の開業資金融資制度の利用者。 ・市内に事業所を有し事業を行っている者で開業1年以内の者、または事業所を開設し事業を開始する者。 (個人の場合は市内居住者に限る)
問い合わせ先	ひたちなか市商工振興課 TEL: 029-273-0111 (内線1341) ひたちなか商工会議所 TEL: 029-273-1371

創業活動支援融資信用保証料補助金	
制度内容	対象の融資を受けた事業者に対し、信用保証料の一部または全額を補助。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県中小企業資金融資制度の内、<u>創業支援融資</u>、または<u>女性・若者・障害者創業支援融資</u>を受けた者。 ・法人: 市内に事業所を有しまたは開設しようとする者 ・個人: 市内に居住し市内に事業所を有し事業を行っている者 (市内に居住し市内に開設し事業を開始しようとする者)
問い合わせ先	ひたちなか市商工振興課 TEL: 029-273-0111 (内線1341) ひたちなか商工会議所 TEL: 029-273-1371

第1章 各種支援メニュー

創業資金の相談がしたい!

融資制度関連

●茨城県

県内に事業所・住所を有する個人・会社等を対象に県制度融資が利用できます。(農林漁業、金融業、娯楽遊戯場の一部等は除かれます。)

創業支援融資

※1・2号とも女性・若者・障害者創業支援融資との併用可

●創業支援1号(創業関連保証)

これから創業される方や創業後間もない方専用の保証制度。

●創業支援2号(スタートアップ創出促進保証)

これから法人を設立し創業される方や創業後間もない法人専用の保証制度。
保証料率の0.2%上乗せで、経営者保証が不要。

創業支援融資(茨城県) ※創業支援1号

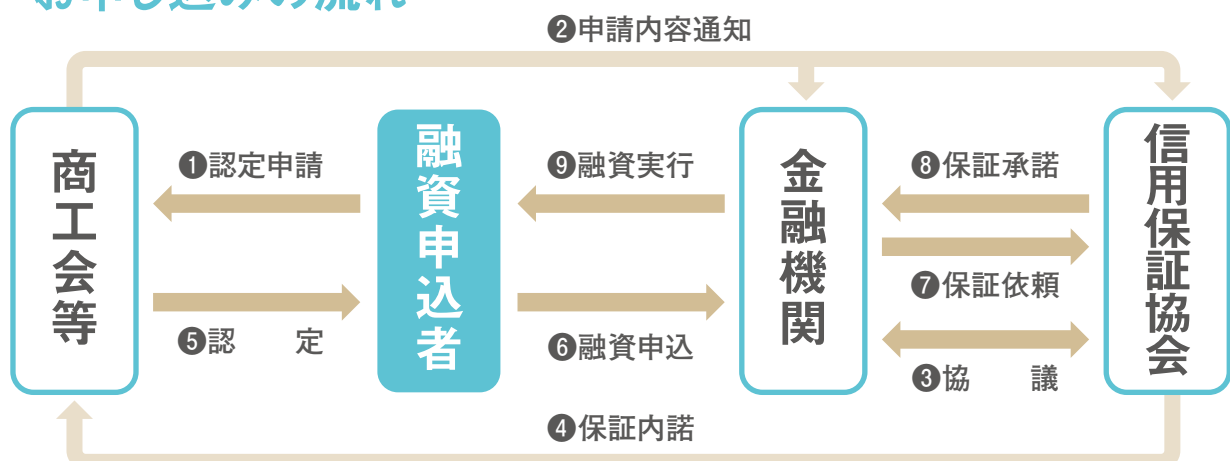
融資対象者 (いずれかに該当)	<ul style="list-style-type: none">・創業予定者(事業を開始する具体的な計画がある者)・分社化予定者(中小企業にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立する具体的な計画がある者)・個人事業主として創業後5年未満の者・事業を営んでいない個人により設立された、創業後5年未満の法人・中小企業にあたる会社で分社化後5年未満の法人・事業を営んでいない個人により設立された、創業後5年未満の法人成り企業
融資限度額	3,500万円(設備資金・運転資金)
信用保証料率	原則年0.9%(創業関連保証) ※R6.3.31までは年0.6%
融資期間	10年以内
融資利率	年1.2%~1.5%
自己資金要件	なし
経営者保証	必要となる場合あり
申し込み窓口	商工会議所/商工会/中小企業団体中央会



創業支援融資(茨城県)※創業支援2号

融資対象者 (いずれかに該当)	<ul style="list-style-type: none"> ・創業予定者(2ヶ月以内に法人を設立し、事業を開始する具体的な計画がある者) ・分社化予定者(中小企業にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立する具体的な計画がある者) ・事業を営んでいない個人により設立された、創業後5年未満の法人 ・中小企業にあたる会社で分社化後5年未満の法人 ・事業を営んでいない個人により設立された、創業後5年未満の法人成り企業
融資限度額	3,500万円(設備資金・運転資金)
信用保証料率	原則年1.1%(スタートアップ創出促進保証) ※R6.3.31までは年0.8%
融資期間	10年以内
融資利率	年1.2%~1.5%
自己資金要件	あり(税務申告1期末終了の創業者は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要)
経営者保証	なし
申し込み窓口	商工会議所/商工会/中小企業団体中央会

お申し込みの流れ



第1章 各種支援メニュー

創業資金の相談がしたい!

融資制度関連

女性・若者・障害者創業支援融資

※1・2号とも創業支援融資との併用可

新たに事業を開始する女性、若者、障害者向けの低利の融資制度です。

※若者：融資申し込み時点で35歳未満の方。

※障害者：障害者手帳所持者。（身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者保健福祉手帳）

○県内に住所又は居所を有する女性・若者・障害者で区分ごとに以下に該当するもの

女性・若者・障害者創業支援融資(茨城県)		
	創業支援1号	創業支援2号
融資対象者 (いずれかに該当)	<ul style="list-style-type: none">①創業予定者(事業を開始する具体的な計画がある者)②個人事業主として創業後5年未満の者③事業を営んでいない個人により設立された、創業後5年未満の法人④事業を営んでいない個人により設立された、創業後5年未満の法人成り企業	<ul style="list-style-type: none">①創業予定者(2ヶ月以内に法人を設立し、事業を開始する具体的な計画がある者)②事業を営んでいない個人により設立された、創業後5年未満の法人③事業を営んでいない個人により設立された、創業後5年未満の法人成り企業
融資限度額	3,500万円(設備資金・運転資金)	
信用保証料率	原則年0.9%(創業関連保証) ※R6.3.31までは年0.6%	原則年1.1%(スタートアップ創出促進保証) ※R6.3.31までは年0.8%
融資期間	10年以内	
融資利率	年1.2%~1.5%	
自己資金要件	なし	あり(税務申告1期末終了の創業者は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要)
経営者保証	必要となる場合あり	不要
申し込み窓口	商工会議所/商工会/中小企業団体中央会	



●日本政策金融公庫

新規開業資金	
制度内容	新たに事業を始める方、または、事業開始後概ね7年以内の方を対象に、新たに事業を始めるための資金。または事業開始後に必要とする設備資金および運転資金を融資
融資限度額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
返済期間	○設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内） ○運営資金：7年以内（うち据置期間2年以内）
その他	利率や担保等、詳細は以下までお問い合わせください
問い合わせ先	日本政策金融公庫水戸支店 国民生活事業 TEL：0570-009857

新規開業資金（女性、若者 / シニア起業家支援関連）	
制度内容	新たに事業を始める方または事業開始後概ね7年以内の女性または35歳未満か55歳以上の方を対象に、新たに事業を始めるための資金。または事業開始後に必要とする設備資金および運転資金を融資
融資限度額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
返済期間	○設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内） ○運営資金：7年以内（うち据置期間2年以内）
その他	特別利率、利率に関する事、その他、詳細は以下までお問い合わせください
問い合わせ先	日本政策金融公庫水戸支店 国民生活事業 TEL：0570-009857

※この他様々な融資・補助を設けております。まずは日本政策金融公庫へお問い合わせください。

第2章

創業支援機関のご紹介

ひたちなか市創業支援ネットワーク

ひたちなか市、ひたちなか商工会議所、ひたちなかテクノセンター、日本政策金融公庫水戸支店の四者で「ひたちなか市創業支援ネットワーク」を形成し、創業希望者、創業後5年未満の方を対象に創業前～創業後まで、創業者が孤立することのないよう、関係支援機関と連携し、切れ目のない支援体制を構築しております。



困った時は創業支援ネットワークに相談を!!

第3章



相談窓口

● ひたちなか市商工振興課

創業に関する全般的な相談の受付および相談内容に適した機関の紹介や取次ぎを行います。

〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号
TEL：029-273-0111 (代表) 内線：1341、1342 / FAX：029-276-3072

● ひたちなかテクノセンター

創業支援の専門家であるインキュベーションマネージャーによる、創業に関する全般的な相談の受付や助言、必要に応じた各種専門機関への取次ぎ等、創業前から創業後まで伴走支援を行います。また、オフィスの提供も行っております。

〒312-0005 茨城県ひたちなか市新光町38番地
TEL：029-264-2200 / FAX：029-264-2203

● ひたちなか商工会議所

相談員が創業や商店街出店等の相談を受け付けます。

〒312-8716 茨城県ひたちなか市勝田中央14番8号
TEL：029-273-1371 (代表) / FAX：029-275-2666

● 茨城県よろず支援拠点 (公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構)

中小企業庁が各都道府県に設置した無料の経営相談所です。コーディネーターが創業や経営に関する相談や助言、専門家の紹介等、幅広く支援を行っております。

〒310-0801 茨城県水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館12階
TEL：029-224-5339 / FAX：029-221-8840

● 日本政策金融公庫水戸支店

国民生活事業は、地域の身近な金融機関として、小規模事業者や創業企業の皆様への事業資金融資等、融資に関する相談を随時受け付けております。

〒310-0021 茨城県水戸市南町3-3-55 (2F)
TEL：0570-009857 (ナビダイヤル) / FAX：029-224-7463



ひたちなか市創業支援ガイド

2024年2月 初版発行

発行：株式会社ひたちなかテクノセンター企業支援部

〒312-0012 茨城県ひたちなか市新光町38番地

電話029-264-2200 FAX029-264-2203

E-mail：info@htc.co.jp

URL：https://www.htc.co.jp

ひたちなかテクノセンター
WEB サイト

